



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 福永 晃一
(兵庫県弁護士会所属)



第169回

キャンペーン広告の表示にご注意

—「今だけお得」が根拠のない割引になっていませんか—

1 二重価格表示は景品表示法違反となりうる

期間限定での割引やセールのキャンペーンの広告に用いられる二重価格表示は、比較対照価格の内容について適正な表示が行われていない場合、消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、景品表示法上の不当表示（有利誤認表示）に該当するおそれがあります。

二重価格表示が景品表示法上の不当表示（有利誤認表示）に該当する場合、行政から措置命令を受け、消費者庁や都道府県のウェブサイトで公表されたり、その内容が報道されたりすることがあります。

今年においても、英会話スクールが入会金「0円」のサービスを長期間にわたって繰り返していた事例や、通販会社が早期購入割引キャンペーンをうたいつつ、キャンペーン終了後に通常価格での販売を予定していなかったと認定された事例が、景品表示法上の不当表示（有利誤認表示）に該当するとして、公表・報道されました。

2 二重価格表示が不当表示に該当するかどうかの考え方

消費者庁が公表する、『不当な価格表示についての景品表示法上の考え方』（以下「価格表示ガイドライン」といいます）では、二重価格表示についての基本的な考え方を以下のように説明しています。

まず、比較対照価格が同一の商品の価格でなければ、二重価格表示で示された価格差のみをもって販売価格の安さを評価することが難しく、消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがあります。

また、比較対照価格に用いる価格が虚偽のものである場合や、比較対照価格がどのような価格なのか（過去の販売価格、希望小売価格、競争事業者の販売価格等）を明確にしない場合も、不当表示に該当するおそれがあります。

3 社内体制の整備も必要

景品表示法第22条1項において、事業者が不当表示等を未然に防止するために必要な措置を講じることが義務付けられており、その

指針として、消費者庁より、『事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針』（以下「指針」といいます）が公表されています。指針では、以下のとおり事業者が講ずべき7つの管理措置が定められており、社内体制を整備する上で参考となります。

- ①景品表示法の考え方について、表示等に関する自社の役員及び従業員にその職務に応じた周知・啓発を行うこと
- ②自社の景品表示法を含む法令遵守の方針や法令遵守のためにとるべき手順等を明確化すること
- ③商品又は役務の長所や要点を一般消費者に訴求するために、その内容等について積極的に表示を行う場合には、当該表示の根拠となる情報を確認すること
- ④表示の根拠として確認した情報を、当該表示等に関する各組織部門が不当表示等を防止する上で必要に応じて共有し確認できるようにすること
- ⑤表示に関する事項を適正に管理するため、表示等を管理する担当者又は担当部門をあらかじめ定めること
- ⑥表示の根拠となる情報を、事後的に確認するために、資料の保管等必要な措置をとること
- ⑦不当表示又はそのおそれがある事案が発生した場合、事実確認、不当表示等による一般消費者の誤認排除のための周知等の実施、及び再発防止に向けた措置を講じること

4 最後に

二重価格表示で景品表示法違反があったとして違反事実の公表や報道がなされると、違法な広告表示で行政による処分を受けた企業として、企業イメージを損なわれてしまいかねません。

景品表示法違反を起こさないためにも、キャンペーンの広告において二重価格表示を用いる場合は、上記のガイドライン等に適合しているかどうか、今一度ご確認いただくとともに、不当表示に該当するかどうかの判断に悩む場合は、身近な弁護士にご相談いただくことをおすすめいたします。